

証券コード 6255
2020年11月10日

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。株主総会当日はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年11月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年11月26日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第28期(2019年9月1日から2020年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期(2019年9月1日から2020年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案 | 剰余金処分の件
定款一部変更の件
取締役5名選任の件 |

以 上

◎本総会より、当日ご出席の株主のみなさまへのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト <https://www.npcgroup.net/ir/stock-information/shareholders-mtg>

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、当初は緩やかな景気の回復傾向にあったものの、その後発生した新型コロナウイルス感染拡大によって経済活動が大きく抑制され、雇用情勢や設備投資も弱含みになる等、極めて厳しい状況で推移しました。世界経済においても、今なお欧州諸国を中心に新型コロナウイルス感染症の再拡大によるロックダウンが一部で検討される等、経済活動への影響は長期化し、先行きが不透明な状況が続いております。

当社の装置関連事業、特に太陽電池製造装置の関連する市場においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発電所設置の作業人員の手配ができず、作業が物理的に制限されたことが原因となり、高水準で継続していた市場の成長に一時的な減速が見られました。しかしながら、コロナ禍後の経済復興と、脱炭素社会への移行等、環境課題への取り組みを両立させるグリーンリカバリーの考え方の普及によって、太陽電池の需要が全世界的に一層の高まりを見せております。また、その他のFA装置に関しても、コロナ禍を受けて生産の自動化の必要性が認識されているほか、効率化、生産能力の向上、稼働率の向上等に対するニーズが継続的に存在しています。しかし、自動車業界を中心として、コロナ禍の影響により設備投資を見合わせる等一時的に大きな影響を受けています。

当社の環境関連事業が属する太陽光発電業界においては、発電コストの低下や再生可能エネルギーへの更なる注目の高まりに加え、認定済み未稼働発電所に対する稼働期限が設定され、国内の太陽光発電所の設置が進展しています。また、将来的なパネルの大量排出を見据え、引き続き排出パネルの適正なりサイクル方法や処理体制の整備の必要性が増しています。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は7,938,097千円(前期比1,059,324千円の増収)と期初の計画をやや下回る結果となりました。利益面においては、利益率が改善したことと、販売管理費が減少傾向になったことで期初の計画を上回り、営業利益は879,716千円(前期比192,755千円の増益)、経常利益は884,860千円(前期比225,714千円の増益)、親会社株主に帰属する当期純利益は749,022千円(前期比68,192千円の増益)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

イ．装置関連事業

装置関連事業におきましては、米国の主要顧客である太陽電池メーカー向け大型新規ラインの売上を予定通り計上し、部品販売も堅調に推移しました。国内のF A装置については好調な電子部品業界に向けた販売が伸びました。一方、主に自動車業界で売上を見込んでいた案件についてはコロナ禍の影響を受け、低調となりました。売上高は7,485,023千円(前期比1,082,753千円の増収)となりました。営業利益につきましては1,286,282千円(前期比136,262千円の増益)となりました。

ロ．環境関連事業

環境関連事業におきましては、検査サービスが期初の予想を大きく上回って好調に推移した一方で、予定していた国内でのパネル解体装置の販売が来期にずれ込み、売上高は453,073千円(前期比23,430千円の減収)となりました。営業利益につきましては143,242千円(前期比72,286千円の増収)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、70,032千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

 全社 基幹システム用サーバー7台 26,020千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

 該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

 装置関連事業 モジュール製造ライン等 31,537千円

③ 資金調達の状況

イ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

 貸出コミットメントの総額 2,000,000千円

 借入実行残高 －千円

 差引額 2,000,000千円

ロ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

 当座貸越極度額の総額 500,000千円

 借入実行残高 －千円

 差引額 500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

 該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

 該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

 該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2017年 8 月期)	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (2019年 8 月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2020年 8 月期)
売上高 (千円)	4,765,223	6,444,100	6,878,773	7,938,097
営業利益 (千円)	590,463	506,460	686,961	879,716
経常利益 (千円)	498,358	458,264	659,146	884,860
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	282,908	410,612	680,830	749,022
1株当たり当期純利益 (円)	12.83	18.62	30.87	34.10
総資産 (千円)	7,937,933	8,059,073	7,922,300	10,104,606
純資産 (千円)	5,374,538	5,785,897	6,420,834	7,044,045
1株当たり純資産額 (円)	243.72	262.38	291.17	320.81

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2017年 8 月期)	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (2019年 8 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2020年 8 月期)
売上高 (千円)	4,754,088	6,433,309	6,803,273	7,887,115
営業利益 (千円)	596,893	478,651	625,376	815,496
経常利益 (千円)	607,823	435,164	596,144	804,784
当期純利益 (千円)	396,284	392,850	628,720	684,675
1株当たり当期純利益 (円)	17.97	17.81	28.51	31.17
総資産 (千円)	7,833,313	7,916,640	7,743,457	9,874,909
純資産 (千円)	5,269,202	5,662,052	6,246,669	6,813,875
1株当たり純資産額 (円)	238.94	256.76	283.27	310.33

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Corporation	7,979千円 (70千USD)	100%	太陽電池製造装置の販売支援・保守サービス

(4) 対処すべき課題

2020年は新型コロナウイルス感染拡大、気候変動の影響による災害の多発などにより、社会のあり方や生活様式に大きな変化がもたらされました。世界経済の先行きが依然不透明な状況である中、当社グループは既存の事業を強化・拡大し、かつ、新たな事業に積極的に取り組んでいくことにより、変化に強い企業を目指しております。そのような方針の下、それぞれの事業において以下のとおり対処すべき課題を定めております。

① 装置関連事業

装置関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽電池製造装置及びFA装置であります。

太陽電池製造装置については、主要顧客である米国の太陽電池メーカーに対し、継続的にコストダウンを図り、顧客の要望に応じた製品を提供するとともに、納入後のサポートや改造へ対応してまいります。また、住宅用や衛星用など、特殊用途の太陽電池を製造する太陽電池メーカーへ当社が得意とするハイエンド装置を提供してまいります。

FA装置については、国内のみならず、装置納入実績のある米国において太陽電池以外のさまざまな業界へ事業の展開を図ります。

以上の方針を踏まえ、米国ミシガン州に子会社であるNPC Americaの新たな拠点を設置します。この拠点に営業、サービス、技術、および製造の機能を持たせることにより、FA装置の実績を積み上げてまいります。あわせて太陽電池関連の既存顧客へのカスタマーサービスを充実させてまいります。

② 環境関連事業

環境関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽光発電所の検査サービス、太陽光パネルのリユース・リサイクル、パネル解体装置であります。

太陽光発電所の検査サービスについては、パートナー企業のネットワークをさらに充実させることにより、市場のニーズに合った検査メニューを広げ、安定的かつ継続的な業績を目指してまいります。

太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、日本では、使用済みパネルの大量排出は2030年頃から見込まれております。当面は自然災害により被害を

受けたパネルの排出が主になりますが、使用できるものでも廃棄されてしまう、あるいは使用できないパネルが適正に廃棄処理されていないという現状があります。そのため当社は、業界でのネットワークや保険会社との連携により、排出パネルを回収し、使用できるパネルはリユースに、使用できないパネルはリサイクルや産業廃棄物として適正な処理をする仕組みを作っています。このような仕組みづくりに取り組むことにより、持続可能かつ安定的な事業を構築してまいります。

また、海外においては、環境意識の高い欧州や大規模発電所の設置が増加している米国において、日本よりも早くパネルの排出が増加しています。これらの地域に向けて、リサイクルのためのパネル解体装置を提供してまいります。

③ 新事業

日本では、近年、災害が原因で野菜の収穫量が不安定になり、また、新型コロナウイルスの感染拡大により安全なものが求められ室内栽培の野菜へのニーズが高まっております。そのような中、人工光植物工場での葉物野菜の栽培、及び販売を開始いたします。当社松山工場のスペースを活用し、またリユースパネルを使用した太陽光発電により低コスト化と環境負荷低減を図ります。栽培した野菜は愛媛県内で販売し、地産地消の実現によって地域に貢献しながら、当社の知名度向上に努めてまいります。また、将来のニーズ拡大に向け、大量栽培に必要な自動化の検討を行ない、栽培ノウハウも含めた人工栽培システムを開発してまいります。

(5) 主要な事業内容(2020年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	主に米国を中心とした太陽電池メーカーに対して、高性能な太陽電池を製造するための製造装置及び一貫製造ラインを提供しております。
	FA装置	国内外の電子部品業界、ディスプレイ業界等の太陽電池以外のさまざまな業界に対して、FA装置を提供しております。
環境関連事業	太陽光発電所の検査サービス	全国の大規模太陽光発電所を中心に現地での検査サービスとして使用前自主検査(竣工前検査)や定期検査等を実施しております。また、太陽光パネルの検査機器も提供しております。
	太陽光パネルのリユース・リサイクル	太陽光発電所等から排出され、再利用可能と判断したパネルをリユース品として国内外に販売しております。 松山工場では自社の解体装置を用いて太陽光パネルの中間処理を行っております。
	太陽光パネルの解体装置	当社独自技術である「ホットナイフ分離法」を搭載した太陽光パネルの解体装置を国内外の産業廃棄物業者に提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場(2020年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Corporation	米国・ニュージャージー州

(7) **従業員の状況**(2020年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	101(26)名	増減なし(8名増)
環境関連事業	13(0)名	増減なし(増減なし)
全社(共通)	41(6)名	4名減(2名減)
合計	155(32)名	4名減(6名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152(31)名	4名減(6名増)	40.0歳	9.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**(2020年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2020年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 11,257名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 雅 文	1,707,071株	7.77%
隣 良 郎	1,516,240株	6.91%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,034,000株	4.71%
岩 崎 泰 次	369,000株	1.68%
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	350,100株	1.59%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	321,400株	1.46%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	320,000株	1.46%
天 野 謙 二 郎	255,600株	1.16%
廣 澤 一 夫	202,514株	0.92%
原 田 信 子	183,400株	0.84%

(注) 持株比率は自己株式(95,284株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年10月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- | | |
|--------------|--|
| イ. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 取得した株式の総数 | 122,200株 |
| ハ. 取得価額 | 49,968,000円 |
| ニ. 取得日 | 2019年10月10日 |
| ホ. 取得理由 | 当社取締役に対して交付する特定譲渡制限付株式への充当、将来的なインセンティブプランへの充当および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため |

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2020年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 雅 文	
専 務 取 締 役	廣 澤 一 夫	管理本部長
常 務 取 締 役	矢 内 利 幸	事業本部長
取 締 役	寺 田 健 治	
取 締 役	平 町 聡	
常 勤 監 査 役	世 羅 靖 久	
監 査 役	柿 本 輝 明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監 査 役	新 保 博 之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5 名	90,900千円(うち、社外取締役2名4,200千円)
監 査 役	3 名	10,500千円(うち、社外監査役2名3,600千円)
合 計	8 名	101,400千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年11月28日開催の第27期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額40,000千円以内として決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治氏
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造業における豊富な経験・知見から適宜発言を行なっております。
 - ・ 取締役 平町 聡氏
就任後、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、企業経営における豊富な経験・知見から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 柿本輝明氏
当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席し、経営の監視・監督を行ない、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。
 - ・ 監査役 新保博之氏
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	30,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、当社及び子会社の企業活動の前提が法令、定款及び社会倫理の順守であることを、代表取締役社長が、役職者はじめ全使用人に継続的に伝達し徹底させる。
 - ・ 当社は、当社グループを横断的に統括する、代表取締役社長を総責任者とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築及び維持・向上にあたる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存する。
取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの文書を閲覧できるものとする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社のリスク管理全体の統括は「内部統制委員会」がこれを行ない、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備するものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な事項に関する迅速な意思決定を行なうものとする。
 - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
 - ・ 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、業務執行の方針と計数目標を定め、各部門において目標達成のために活動し、定期的にレビューを行なう。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社に対する管理については、「関係会社管理規程」に従い、「関係会社管理規程」に規定された部署及び「内部統制委員会」が連携して、グループ管理の整備を行なうものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反もしくは不正行為等の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、取締役会その他、業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及び子会社の会議に出席し、取締役及びその使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行ない、意思の疎通を図ると同時に、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ・当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないことを証明された場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等からの監査役への通報については、通報者情報を保護するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、法令順守・環境保護・企業倫理の徹底を目的として制定した「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断についても明文化し、全役職員に周知徹底を図る。
- ・なんらかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに管理本部長又は、代表取締役社長に報告することとしており、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談した上で組織的に対応する。
- ・取引先等については、取引開始前及び毎期継続的に信用調査機関や新聞記事検索等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行ない、各部署が相互にチェックする社内体制を構築する。
- ・業務手順書において想定されるリスクと回避策を規定し、日々の業務運営の中でリスク認識・検知・排除に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制全般

代表取締役社長を総責任者とする内部統制委員会を、当事業年度は10回開催いたしました。当委員会には、取締役、常勤監査役、内部監査室、管理部門の部長が参加し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況をタイムリーに確認し、必要に応じて改善活動を実施しております。

また、代表取締役社長からの通達により、当社グループの使用人に対して内部統制全般の継続的な周知徹底を図り、高い意識を維持できるよう取り組んでおります。

② コンプライアンス関連

「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、役員及び全使用人に継続的に伝達し浸透させております。また、役員及び全使用人が法令を順守することはもとより、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、一人ひとりが特に留意すべき事項をまとめた「企業倫理要領」を定めております。

③ 取締役の職務執行

当事業年度は16回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況及び経営計画等の進捗状況等について報告を実施しております。また、組織規程に業務分掌や職務権限を定め、効率的な業務の遂行及び責任の明確化を図っております。

④ 監査役関連

全監査役による取締役会への出席に加え、常勤監査役による内部統制委員会及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、必要に応じて会計監査人又は内部監査室等と情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力が混入するリスク及びそれらのリスクの排除手順について、「反社会的勢力の排除に関する運用要領」を定めて運用しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,181,102	流動負債	3,028,033
現金及び預金	2,052,788	買掛金	388,325
受取手形及び売掛金	2,245,993	電子記録債務	1,204,748
電子記録債権	116,937	未払法人税等	91,485
仕掛品	1,501,274	前受金	864,481
原材料及び貯蔵品	16,111	賞与引当金	70,653
その他	247,996	製品保証引当金	186,650
固定資産	3,923,504	受注損失引当金	38,423
有形固定資産	3,754,592	その他	183,264
建物及び構築物	2,107,679	固定負債	32,528
機械及び装置	58,726	退職給付に係る負債	32,528
土地	1,548,050	負債合計	3,060,561
その他	40,137	(純資産の部)	
無形固定資産	37,116	株主資本	7,024,587
その他	37,116	資本金	2,812,461
投資その他の資産	131,795	資本剰余金	2,734,875
繰延税金資産	83,865	利益剰余金	1,516,464
その他	47,929	自己株式	△39,214
資産合計	10,104,606	その他の包括利益累計額	19,457
		為替換算調整勘定	19,457
		純資産合計	7,044,045
		負債純資産合計	10,104,606

連結損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,938,097
売 上 原 価		6,126,184
売 上 総 利 益		1,811,912
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		932,195
営 業 利 益		879,716
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
為 替 差 益	15,419	
関 係 会 社 清 算 益	3,121	
還 付 加 算 金	793	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	2,078	
そ の 他	590	22,057
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,293	
支 払 手 数 料	14,493	
そ の 他	126	16,913
経 常 利 益		884,860
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		884,860
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,243	
法 人 税 等 調 整 額	43,593	135,837
当 期 純 利 益		749,022
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		749,022

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	846,128	△431	6,393,033
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△77,181	-	△77,181
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	749,022	-	749,022
自己株式の取得	-	-	-	△49,986	△49,986
自己株式の処分	-	△1,504	-	11,203	9,699
自己株式処分差損の振替	-	1,504	△1,504	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	670,336	△38,782	631,553
2020年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	1,516,464	△39,214	7,024,587

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2019年9月1日期首残高	27,800	27,800	6,420,834
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△77,181
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	749,022
自己株式の取得	-	-	△49,986
自己株式の処分	-	-	9,699
自己株式処分差損の振替	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△8,342	△8,342	△8,342
連結会計年度中の変動額合計	△8,342	△8,342	623,211
2020年8月31日期末残高	19,457	19,457	7,044,045

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,936,647	流動負債	3,028,505
現金及び預金	1,999,825	買掛金	388,170
受取手形及び売掛金	2,070,894	電子記録債務	1,204,748
電子記録債権	116,937	未払金	117,216
仕掛品	1,501,274	未払費用	71,774
原材料及び貯蔵品	9,276	未払法人税等	91,485
前払費用	40,428	前受金	846,869
未収消費税	178,193	預り金	11,764
その他	19,816	賞与引当金	70,653
固定資産	3,938,262	製品保証引当金	186,650
有形固定資産	3,754,592	受注損失引当金	38,423
建築物	2,107,146	その他	748
構築物	532	固定負債	32,528
機械及び装置	58,726	退職給付引当金	32,528
車輛運搬具	4,693	負債合計	3,061,033
工具、器具及び備品	35,443	(純資産の部)	
土地	1,548,050	株主資本	6,813,875
無形固定資産	37,116	資本金	2,812,461
特許権	707	資本剰余金	2,734,875
ソフトウェア	13,408	資本準備金	2,734,875
ソフトウェア仮勘定	23,000	利益剰余金	1,305,752
投資その他の資産	146,553	その他利益剰余金	1,305,752
関係会社株式	23,188	固定資産圧縮積立金	23,270
出資金	10	別途積立金	30,635
繰延税金資産	85,970	繰越利益剰余金	1,251,847
保険積立金	22,211	自己株式	△39,214
その他	15,173	純資産合計	6,813,875
資産合計	9,874,909	負債純資産合計	9,874,909

損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,887,115
売上原価		6,128,534
売上総利益		1,758,581
販売費及び一般管理費		943,084
営業利益		815,496
営業外収益		
受取利息	18	
関係会社清算益	3,121	
還付加算金	793	
スクラップ売却益	2,078	
その他の	566	6,579
営業外費用		
支払利息	2,293	
為替差損	376	
支払手数料	14,493	
その他の	126	17,290
経常利益		804,784
税引前当期純利益		804,784
法人税、住民税及び事業税	78,922	
法人税等調整額	41,186	120,109
当期純利益		684,675

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自株	己式	株主資本計
		資本準備金	その他剰余金	資剰余金	本剰余金	その他利益剰余金							
						固定資産積立	定圧立	資縮金	別積立	繰越利益剰余金			
2019年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	-	2,734,875	24,106	30,635	645,021	699,763	△431	6,246,699			
事業年度中の変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△77,181	△77,181	-	△77,181			
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△835	-	835	-	-	-			
当期純利益	-	-	-	-	-	-	684,675	684,675	-	684,675			
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△49,986	△49,986			
自己株式の処分	-	-	△1,504	△1,504	-	-	-	-	11,203	9,699			
自己株式処分差損の振替	-	-	1,504	1,504	-	-	△1,504	△1,504	-	-			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△835	-	606,825	605,989	△38,782	567,206			
2020年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	-	2,734,875	23,270	30,635	1,251,847	1,305,752	△39,214	6,813,875			

	純資産合計
2019年9月1日期首残高	6,246,669
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△77,181
固定資産圧縮積立金の取崩	-
当期純利益	684,675
自己株式の取得	△49,986
自己株式の処分	9,699
自己株式処分差損の振替	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-
事業年度中の変動額合計	567,206
2020年8月31日期末残高	6,813,875

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2019年9月1日から2020年8月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月28日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 世羅 靖久 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発等に必要な内部留保の充実に努めており、各期の経営成績及び財務状況等を総合的に勘案したうえで配当することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当社の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金3.5円
配当総額 76,849,997円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年11月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新たな事業として人工光植物工場の運営を考えており、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7(条文省略) (新設)</p> <p><u>8～11</u>(条文省略) (新設)</p> <p><u>12</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7(現行どおり) <u>8</u> <u>植物工場に係る自動制御装置やシステム等の製造、輸出入および販売</u> <u>9～12</u>(現行どおり) <u>13</u> <u>植物工場の運営ならびに野菜、果物等の栽培および販売</u> <u>14</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	伊藤 雅文 (1962年10月13日生)	1986年4月 伊藤萬(株)入社 1992年7月 日本ポリセロ工業(株)入社 1992年12月 当社入社 1993年9月 当社取締役 1996年8月 NPC America Corporation取締役(現任) 1996年9月 当社太陽電池関連本部技術部長 2000年1月 (株)メクト代表取締役 2002年4月 同社取締役 2002年6月 日本真空システム(株)取締役 2005年9月 当社太陽電池関連本部副本部長 2008年7月 当社太陽電池関連本部長 2011年11月 当社代表取締役社長(現任)	1,707,071株
選任理由 伊藤雅文氏は太陽電池業界での豊富な経験を背景に、2011年11月から当社代表取締役社長として、変革する業界に臨機応変に対応するための新事業に着手し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			
2	廣澤 一夫 (1962年1月24日生)	1985年4月 (株)イトマンエンジニアリング入社 1992年9月 日本ポリセロ工業(株)入社 1992年12月 当社入社 1995年9月 当社包装関連本部技術部長 2006年4月 当社包装関連本部長 2007年9月 当社管理本部長 2007年11月 当社取締役 2008年4月 当社経理部長 2009年7月 当社松山管理部長 2010年9月 NPC China Co., Ltd.監査役 2012年8月 当社経理部長 2013年4月 当社総務部長 2013年11月 当社情報開示担当(現任) 2014年10月 当社営業管理部長 2016年6月 当社総務部長 2016年9月 当社専務取締役(現任) 2018年11月 当社管理本部長(現任)	202,514株
選任理由 廣澤一夫氏は包装業界並びに太陽電池業界でさまざまな経験を有しております。また2007年11月からは当社取締役として、主に管理部門の効率化を推進してきました。また、2016年9月からは専務取締役として全社を統括し、社長を補佐しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			

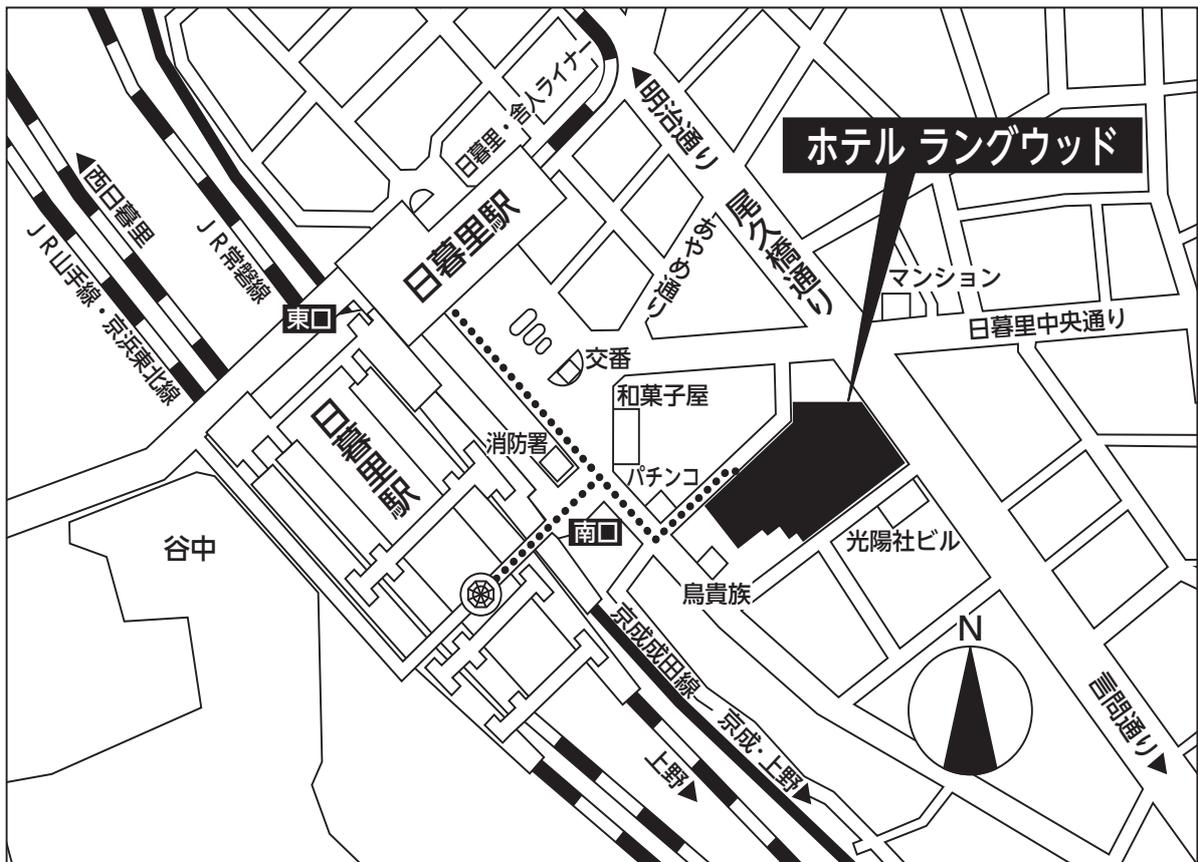
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	<small>や うち とし ゆき</small> 矢内利幸 (1972年2月12日生)	1990年4月	マツダ(株)入社	68,094株
		1992年8月	(有)アサヒ技研入社	
1997年11月	(株)テックス入社			
2000年1月	(株)メクト入社			
2005年9月	当社入社 太陽電池関連本部製造部長			
2006年6月	当社太陽電池関連本部開発部長			
2008年7月	当社太陽電池関連本部副本部長			
2010年11月	当社取締役			
2011年12月	当社太陽電池事業本部副本部長			
2016年9月	当社常務取締役(現任) 当社太陽電池事業本部長 当社事業管理室長 当社装置関連事業部長 当社環境関連事業部長			
	2017年9月 当社事業本部長(現任)			
	選任理由 矢内利幸氏は2010年11月から当社取締役として、当社製品・サービスの開発から製造まで松山工場全体を統括し、体系的に組織を作り上げてきました。また、2016年9月からは常務取締役として当社グループの事業全体を統括しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			
4	<small>てら だ けん じ</small> 寺田健治 (1952年10月9日生)	1975年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	-
		2002年10月	同社大和事業所 製造コンピテンシープログラム担当部長	
2005年1月	メトラー・トレド(株)入社 技術サービス事業部部長			
2005年10月	(株)小松ライト製作所入社 滋賀第2工場長			
2007年1月	IDEC(株)入社、執行役員生産本部長			
2010年4月	同社 マーケティング本部 特命担当部長			
2012年4月	同社 マーケティング本部 ブラジル市場開拓担当部長			
2012年10月	同社定年退職			
	2014年11月	当社社外取締役(現任)		
	選任理由 寺田健治氏は、2014年11月から社外取締役として、外資系大手や有力電気機器メーカーで培った豊富な知識・経験を活かしながら、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
5	ひら まち さとし 平 町 聡 (1956年3月16日生)	1980年4月	サッポロホールディングス(株)(旧サッポロビール(株))入社	-
		2005年3月	同社 人事総務部長	
		2010年3月	同社 グループ執行役員 サッポログループマネジメント(株)代表取締役社長	
		2016年3月	サッポロホールディングス(株)顧問	
		2018年4月	同社 顧問退任	
		2019年11月	当社社外取締役(現任)	
<p>選任理由 平町聡氏は2019年11月から社外取締役として、大手食料品メーカーで培った企業経営に関する識見に基づき、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。</p>				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺田健治氏及び平町聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 寺田健治氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は寺田健治氏及び平町聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 寺田健治氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 平町聡氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 責任限定契約の内容の概要について
当社は寺田健治氏及び平町聡氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<会社説明会中止のご案内>

株主総会終了後、例年実施している当社説明会は、本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催いたしません。同様に、株主総会にご出席いただいた方へのお土産やご軽食のご提供はございませんので、あらかじめご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。